

3市共同資源化事業に関する説明会会議録

○日 時 平成25年2月16日(土) 午後7時10分～9時10分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター集会室

○出席者 以下のとおり

区 分		出 席 者
組 織 市	小平市	副市長・環境部長・ごみ減量対策課長
	東大和市	副市長(副本部長)・環境部長・ごみ対策課長
	武蔵村山市	副市長(副本部長)・生活環境部長・環境課長
小平・村山・大和衛生組合		助役(本部長)・事務局長・計画課長・計画課長補佐・ 計画課主査

※小平市副市長と組合の助役は同一。本部長は3市共同資源化推進本部本部長、副本部長は3市共同資源化推進本部副本部長。

【会 議 内 容】

【事務局長】

皆さん、こんばんは。3市共同資源化事業に関する説明会を開催いたします。本日の説明会では、3市共同資源化事業を進めるにあたりまして、事業のこれまでの取組みの経過と、ここで3市市長・組合管理者の4者間で、3市共同資源化事業にする基本事項が確認されましたので、その内容についてご説明をいたします。

本日の説明会は、概ね2時間を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

お手元に本日の説明会資料は、お持ちでしょうか。「3市共同資源事業をすすめています」のA3二つ折りの1枚です。お持ちでなければ、お声がけをください。

それでは、最初に4団体を代表しまして、組合助役であり3市共同資源化推進本部長を兼ねております、昼間小平市副市長からごあいさつをお願いいたします。

【小平市副市長(組合助役(本部長))】

皆さん、こんばんは。ただいま紹介がありました、昼間でございます。4団体を代表しまして、ごあいさつをさせていただきます。地域の皆様には、常日頃、廃棄物行政に対し、ご理解とご協力をいただいております、感謝申し上げます。

さて、3市共同資源化事業は、小平市、東大和市、武蔵村山市及び衛生組合の4団体で、持続可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量やリサイクルなどを共同して進めてい

る事業でございます。平成15年当時から4団体でソフト面、ハード面と様々な検討を重ねてきたわけでございますが、一番の課題は、3市共同資源物処理施設の建設についてでございます。3市と組合の協議の中で、平成17年には東大和市暫定リサイクル施設用地とすることが、確認されておりましたが、その後もさまざまな角度から3市間で実質的協議を進めてまいりました。

そして、平成25年1月8日に3市長と組合管理者の4者間で、いままでの決定内容を一部変更いたしまして、新たな内容として確認し事業を進めていくことになりました。これより、今までの事業の取組み経過のご説明と、ここで確認されたこれから事業を進めるにあたっての、4団体での確認事項のご説明をさせていただきたいと思っております。

この資源物処理施設につきましては、増え続ける廃棄物処理の今後を左右する重要な施設であり、今後の3市のごみ処理計画及び小平・村山・大和衛生組合の焼却施設の規模等にも大きく影響するものでございます。今後、施設周辺の地域住民の皆様、また、3市市民の皆様のご意見等を真摯に受止め、3市共同資源化事業を円滑に進めてまいりたいと思っております。

つきましては、3市共同資源化事業につきまして、ご理解、ご協力をよろしくお願いたします。開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

【事務局長】

ありがとうございます。つづきまして、本日の出席者の紹介をさせていただきます。

ただいまあいさつをさせていただきました、推進本部長であり、組合助役を兼ねております小平市副市長のほか、副本部長を兼ねております東大和市、武蔵村山市の両副市長、また組織市3市及び衛生組合から部課長が出席しておりますので、ご紹介いたします。

最初に、副本部長のご紹介をいたします。3市共同資源化推進本部副本部長を兼ねております、東大和市の小島副市長でございます。同じく副本部長を兼ねております、武蔵村山市の山崎副市長でございます。

つづきまして、4団体の部課長のご紹介をいたします。小平市環境部岡村部長でございます。小平市環境部ごみ減量対策課細谷課長でございます。つづきまして、東大和市環境部市川部長でございます。東大和市環境部ごみ対策課松本課長でございます。つづきまして、武蔵村山市生活環境部内野部長でございます。武蔵村山市生活環境部環境課鈴田課長でございます。つづきまして、私は、小平・村山・大和衛生組合事務局長の水口でございます。同じく計画課の井上課長でございます。また、事務局といたしまして小平・村山・

大和衛生組合計画課の片山課長補佐でございます。計画課主査の里見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、私の方で、進行を勤めさせていただきます。よろしくよろしくお願いいたします。それでは、資料に従い説明をさせていただきます。

【計画課長補佐】

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、資料の表紙をご覧ください。3市共同資源化事業の背景をお示ししています。これまで、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市においては、資源循環型社会を目指して、廃棄物減量への取組み、リサイクルなどを進めてきました。しかしながら、3市にとって、今後、さらなる廃棄物（ごみ）の減量とリサイクルを進めるうえで処理施設の老朽化や処理能力の限界などの課題がありました。

3市で構成する小平・村山・大和衛生組合（以降は、「組合」と言わせていただきます。）では、老朽化した粗大ごみ処理施設の早急な更新が必要な状況となっており、さらに、3市での廃棄物の収集においては、資源化品目が一致していないことから、組合に搬入される廃棄物も、可燃ごみ、不燃ごみの扱いに多少の違いが出ている状況にあります。

そのため、平成15年度から、3市と組合の4団体では、平成33年度のごみ焼却施設の更新も視野に入れ、ソフト面では減量施策や3市の資源化基準の統一など、ハード面では3市共同資源物処理施設の整備と現在の粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業」の検討を進めてきました。今回、平成25年1月には、これまで進めてきた事業の変更と今後の事業推進に係る方向性を定めた「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を、3市と組合の4団体で確認しました。この資料は、これまでの3市共同資源化事業の取組みの経過と、確認された基本事項、今後の事業の進め方をまとめたものでございます。

資料をお開きいただき、1ページをご覧ください。3市共同資源化事業のIこれまでの経緯、経過でございます。まず、平成15年度から17年度でございますが、3市と組合の4団体の職員で構成する会議において「3市共同資源化」に向けた検討が、平成15年度から開始されました。その検討結果を受けて、平成17年8月23日に、組合の管理者と副管理者として、3市の市長で構成される組合理事者会において「資源物（プラスチック等）の共同処理について」を確認いたしました。確認された事項は、資料にお示ししておりますとおり、①資源物の共同処理に向けて検討していく、②共同処理の用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を借用する、③平成18年度より共同処理の実現に向けた具体的な検討を進める、の3項目でございます。①の共同処理でございますが、共同処理

の対象といたしましては、当時増え続けるプラスチックごみの処理を効率的に行う必要があったことから、プラスチック等としています。②の借用する施設用地については、粗大ごみ処理施設の更新との調整を図り、現在の組合の敷地に集中することなく、分散整備する必要のあることなどの理由から東大和市暫定リサイクル施設用地が選定されました。

次に、平成18年度から19年度でございます。17年8月の確認事項を受けて、具体的な検討作業を行い、まず、平成19年3月には、「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化等に関する調査報告書（調査報告書）」を作成いたしました。この調査報告書の内容を踏まえ、4団体は、平成19年12月25日には組合理事者会を開催し「3市共同資源化の今後の進め方について」を確認しました。その内容といたしましては、今後は事業の具体化に向けた作業に入り、平成20年度には一定のまとめを出すことを目標とすることとし、確認された事項は、資料にお示ししておりますとおり、①3市共同資源物処理施設用地として、「現東大和市暫定リサイクル施設用地」を活用すること、②検討対象は、「びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管の6品目」とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設用地として、「現小平市清掃事務所用地」を活用すること、④3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設は、原則公設とすること、⑤3市共同資源化に向けた、具体的な計画を検討する組織を設置すること、の5項目でございます。①の活用する施設用地は、調査報告書の配置案の検討結果を踏まえ、現在もリサイクル施設の用地となっていること、限られた既存の土地利用が可能なこと、新たな用地を取得する必要がないこと、また、新たな財政負担を伴わないこと、などの理由から現東大和市暫定リサイクル施設用地を3市共同資源物処理施設の建設用地として活用することとしました。

②の検討対象の品目は、現在3市でそれぞれ単独処理している資源のより効率的な処理を目的として6品目を決めました。③の不燃・粗大ごみ処理施設の建替え用地は、処理後の残さの運搬が容易なことから、焼却施設に隣接している「現小平市清掃事務所用地」を活用することとしました。④の施設を公設とした理由は、行政が中・長期的に安定的に責任を持って処理していく必要があることによるものです。

次に、平成20年度から22年度でございます。平成19年12月の確認事項⑤の「具体的な検討組織の設置」に基づき、平成20年2月には「3市共同資源化推進本部（推進本部）」を設置しました。推進本部は、組合助役や3市副市長などで構成し、専門的な調査検討は、その下部組織である担当課長などで構成する「共同資源化検討部会」、「不燃・粗大ごみ処理検討部会」の2つの部会が担当しました。また、資料にはございませんが、平

平成20年5月には3市市民と学識経験者計13名の市民委員が検討を行う「3市共同資源化推進市民懇談会（市民懇談会）」を設置しました。この市民懇談会は、共同資源化事業を進めるに当たって、「共同の資源化の在り方を検討するためには、3市の市民とともに望ましい循環型社会の形成を推進する必要がある」との考えから、設置したものです。市民懇談会には、平成21年3月に報告書をまとめていただきました。その報告書では、プラスチックの処理や施設のあり方について委員の意見が一致しない点もありましたが、幅広い意見を網羅した形で、報告をまとめていただきました。これらを参考とさせていただき、推進本部は、平成22年4月には「3市共同資源化事業の推進について（報告）」を取りまとめました。この報告の要旨は、資料にお示ししておりますとおり、①容器包装プラスチックは、指定法人ルートによる資源化を推進すること、②3市共同資源物処理施設は、限られたスペースの中、機能的な施設として、想定地で資源6品目を処理、運用できる施設とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設には、再生工房や環境学習機能等のプラザ機能を整備し、配置については、小平市清掃事務所側を基本とすること、の3項目でございます。

ここにお示ししているとおり、この時点で想定していた「3市共同資源物処理施設」は、資源6品目（びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管）を処理対象とする施設でございました。

そして、平成22年4月以降は、「3市共同資源化事業の推進について（報告）」に基づき事業を進めてきたわけですが、その後の平成22年6月、東大和市において、平成19年12月の理事者確認事項では、共同資源化の検討対象が6品目とされていたため、用地の制約など課題があることから、「3市共同資源物処理施設建設の受け入れが不可能である」との決定があり、事業を進めることが困難な状況になりました。

その後、平成23年1月に実施した推進本部会議において、「東大和市の決定が覆らないということであれば、それに変わる考えを示していただく」という共通認識を4団体が持つことになりました。

次に、平成23年度～現在でございます。その後、小平市、武蔵村山市と組合は、東大和市に代替案の提示を求めてまいりました。そして、平成24年11月には、東大和市から小平市及び武蔵村山市に「3市共同資源化事業の取扱いについて」が提案されました。

その内容は、資料にお示ししておりますとおり、①住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていくことを第一としたうえで、②3市共同資源物処理施設の取り扱う資源物の品目を6品目から2品目（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）に変

更すること、③3市共同資源物処理施設には、還元施設として環境学習機能や再生工房等、プラザ機能の充実を図ること、の3項目でございます。

これを受けて、3市による実質的な協議が進められ、平成25年1月には、「3市共同資源物処理事業に関する基本事項について」を3市市長と組合管理者の4者の間で確認し、本日の説明会に至ったものでございます。

次に2ページをご覧ください。II4団体で確認した基本事項の要旨でございます。この基本事項は、推進本部報告（平成22年4月）内容の変更と今後の事業推進に係る方向性を決める必要があるため、平成25年1月に、4団体で確認されたものでございます。

まず、1住民の理解を得るための4団体の一致した行動についてでございます。4団体は、3市共同資源物処理事業を推進するに当たり、3市共同資源物処理施設の整備を協調して実施します。また、現在、桜が丘を中心とした説明会は3回開催を予定しておりますが、その後も要望がございましたら、組合へご連絡いただきたいと思っております。さらに、3市市民への説明会も3月に開催を予定しております。開催日程等につきましては、3月初旬の各市の市報に掲載を予定しております。

次に、2 2品目の処理施設（3市共同資源物処理施設）についてでございますが、3市共同資源物処理事業として整備する3市共同資源物処理施設は、下の表のとおり想定しております。ここにお示ししている内容につきましては、平成19年の調査報告書の段階の内容（6品目施設）を元に、今回、確認された2品目施設との相対的な比較を行なったもので、あくまでも現段階の参考資料でございます。特に、確認した基本事項における2品目処理施設につきましては、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものでございます。そのため、施設の規模等につきましては、具体的な施設整備の段階で、最新の実績によりごみ量などの予測をし直し、見直しいたします。

表の右側の欄（変更後の2品目施設）を中心にご説明いたします。まず、用地でございますが、想定地、東大和市暫定リサイクル施設用地でございます。想定地、につきましては、裏面の3ページに案内図を示させていただいておりますのでご覧ください。案内図にはスペースの関係で示しておりませんが、現在は周りにマンションが多くある状況ですので、ご説明をさせていただきます。また、この点を今後も説明をしていきたいと思っております。

次に、処理対象資源物でございますが、資料1頁の4平成23年度～現在でご説明したとおり容器包装プラスチック及びペットボトルの2品目でございます。それぞれの処理能力は、プラスチック30t、ペット9tの合計39tを想定しております。

次に、建築面積でございますが、2,060㎡程度、構造は、地上2階構造と見込んでいます。次に、稼働シミュレーションでございますが、搬入車両は稼働日当たり120台、搬出車両は一週間当たり26台程度と見込んでいます。稼働シミュレーションでは、ラインの稼働時間を、5時間とし、操業前の準備や始業点検、ライン稼働後の清掃や搬出物の整理の時間を含め、施設操業時間は午前8時から午後5時まで、昼休み時間を除く8時間稼働を見込んでいます。

次に、緑化について、でございますが、地上部に東京都条例に基づく面積を上回る緑化を図る他、接道部の緑化や屋上緑化を行うことを考えています。

次に、プラザ機能でございますが、地域還元施設として、環境学習機能、再生工房等の充実を図ります。具体的には、3市におけるごみ・リサイクルに関する情報を提供するとともに、環境学習や粗大ごみなどを再生・販売する工房など、プラザ機能を備えることを考えています。最後に、概算経費でございますが、建設費20億円程度を見込んでいます。

続いて、処理対象品目が2品目が変わることに伴い、3市共同資源物処理施設で大きく変わる内容3点をご説明します。(1)として、処理ラインの減少による建築物のコンパクト化でございます。6品目施設では、設備及び処理ラインを上下に配置する必要があり、3階構造を想定していましたが、びん・缶の処理ラインおよび蛍光管・乾電池の保管ヤードなどが不要となることから、地上2階構造とすることができると考えております。

また、受け入れヤードも縮小できることから、少なくとも約300㎡の建築面積を縮小することが可能であると考えています。建物のコンパクト化を図ることにより、地上部の緑化面積の拡大が図れるとともに、建物の意匠等にかかわる自由度が増し、美観も向上させることができると考えております。

つぎに、(2)処理対象量の減少に伴う環境負荷の軽減でございます。処理能力が60トンから39tに35%縮小するため、敷地内の作業車両の往来、搬入車両と搬出車両の減少が見込まれます。また、破碎音や積み込み音の比較的大きなびんや缶を取り扱わないことから、2品目施設とすることで、操業騒音についても一層の軽減が見込まれます。

つぎに、(3)環境配慮及び地域還元についてでございます。環境対策は、採用可能な最新技術の導入を図り、周辺環境に配慮した施設とします。また、6品目処理施設ではなかった「プラザ機能」を地域還元として配置することから、ただ単に資源を処理する施設としてではなく、ごみの資源化を通じた環境啓発、環境学習を行う施設としての利用も可能となります。

最後に、3今後のスケジュール等についてでございます。今後、事業説明は、平成25年3月末までの期間を目途に開催していきます。そして、推進本部は、住民への事業説明の結果を3市市長と組合管理者に報告いたします。

次に、3ページをご覧ください。Ⅲ今後、事業を進めるに当たってでございます。2ページで説明いたしましたように、資料の2品目処理施設につきましては、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものになります。そのため、施設の具体的な内容は、今後策定を予定している（仮称）基本構想などで明らかにしていきます。また、今後の事業を進めるに当たっては、想定地周辺の地域住民の皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えております。私たちといたしましては、現時点では、プラントメーカーへのヒヤリングや類似施設の状況などを踏まえた望ましい施設の姿に関して、その考え方についてご説明させていただきます。

1つに、道路交通への影響でございます。計量機の位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な車両待機スペースを確保することにより、施設内に収集車両が集中し、進入できない車両が公道に停車（公道待機車両）し、一般車両の通行を阻害しないようにします。

また、周辺道路への影響については一般車両の走行量に対して、収集・運搬車両は相対的に少ないため、影響は軽微であると考えています。なお、さらに2品目施設への変更により、搬入車両は6品目の施設と比べまして、20%以上の減が見込まれます。

2つに、周辺環境との調和でございますが、この対策といたしましては、2品目施設への変更から確保できる十分な緑化面積を活用するとともに、屋上緑化やデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とすることができると考えています。

3つに、操業に伴う騒音・振動・光害でございます。この対策といたしましては、資源物の受け入れや資源物の分別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設内の気密性を保ち、施設外への影響を防止するよう計画いたします。これによりラインの稼働による騒音を防止するとともに、フォークリフトなどの作業車両のライトの光の拡散についても防止いたします。また、振動を発生させる恐れのある圧縮機につきましては、堅牢な基礎に設置することにより振動の伝播を抑えます。

4つに、臭気及びVOC（揮発性有機化合物）対策でございます。この対策といたしましては、施設内の気密性を保ち、施設外への漏洩を防止します。施設内の空気を吸引することにより、施設内の気圧は外部よりも低くなり、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を

防止いたします。また、発生する臭気やVOCへの対策については、確立された最新技術、具体的には吸着や酸化分解等の効果的導入などを図ることで除去いたします。

5つに、生活環境影響調査でございます。実際の建設に向けた手続きを行なう段階では、「生活環境影響調査」を実施し、縦覧による公表を行い、住民の皆様の意見をうかがいながら、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設として建設に着手いたします。

最後に、6プラザ（環境啓発）機能についてでございます。こちらは、2ページでも説明しておりますが、2品目処理施設には地域還元施設として環境学習機能、再生工房等の充実を図ることを考えております。このプラザ（環境啓発）具体的機能につきましては、地域住民の方々との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等も備えた地域の利便につながる施設として整備内容を検討していくことを考えております。以上で説明を終わります。

【事務局長】

それでは、これから質疑に入らせていただきますので、恐縮ですが座って進行させていただきます。進行のほうを、ここより計画課長補佐をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【計画課長補佐】

それではご質問の方、挙手をお願いいたします。はい、ピンクのセーターの方。

【住民】

質問事項は4点あります。まず最初の質問は、私は3市共同資源化推進市民懇談会に、平成20年5月から平成21年4月まで9カ月間、市民懇談会員として参加しました。平成20年3月に東大和市環境課の担当者から、私の住むマンションの理事会に、市民懇談会の近隣住民の意見をぜひ聞きたいので、住民代表の委員を選出してほしいとの要請がありました。その住民代表委員の方と私は、市民懇談会でほかの3市の委員たち、各市4名ぐらい出てきたんですけども、その委員たちと、ごみ処理や施設のあり方の議論を重ね、今回の施設建設は必要でないと強く意見を述べてきました。またその間市民懇談会に、多くの市民からも施設建設反対との意見が寄せられました。全ての意見は市民懇談会報告書に記載されています。これだけ根強い近隣住民の反対があったにもかかわらず、市民懇談会の意見も尊重せず、住民の意見も無視し、施設建設となったのはなぜですか。なぜ市民懇談会の意見を尊重しないのでしょうか。果たしてこの住民説明会で出た意見は、尊重されるのでしょうか。住民の理解が得られるかどうかは推進本部で判断するとのことですが、

判断基準は何でしょうか。これが1つ目の質問です。

2つ目は、平成22年3月、東大和市議会においても、施設建設に関して白紙撤回を含む抜本的な見直しをとる決議がなされました。この趣旨は、施設の建設は市民懇談会の意見を尊重し、白紙を含めた抜本的な見直しを行うこと、プラスチックごみのリサイクルは、恒久的な施設を建設することだけではなく、民間委託などを中心に低コストで行うことです。この市議会の決議は今も有効であるにもかかわらず、それを無視し、東大和市長が施設建設と庁議決定したのはなぜですか。これは東大和市副市長、お答えください。

3番目の質問は、一番施設建設が必要でないと思う理由は、現在3市それぞれプラごみ処理ができていながらもにもかかわらず、わざわざ莫大な税金を投じて箱物をつくる必要はないということです。ごみゼロプランでごみ発生を抑制し、拡大生産者責任を発展させ、店頭回収などを広げて行政負担を軽減し、またさらに少子高齢化でごみが減っていくにもかかわらず恒久的な箱物をつくと、施設運転のために逆にごみが必要になってくると思うんですね。これだと本末転倒になると思います。民間委託であれば、ごみが減ればコストが減って行って、市民に還元でき、市民の利益となります。箱物をつくってしまうと、ごみが減っても年間数億円の施設の運転管理費が常にかかり、費用が減りません。無理に共同化せず、3市それぞれ実情に合った方法で処理を行うほうが合理的で、3市の市民の利益にかなっています。まず3市協力し合いながら、ごみ発生抑制、減量化を推進していくことが最も重要であると思います。施設建設の合理的な理由は何ですか。これが3番目の質問です。

4番目は環境負荷についての質問です。市民懇談会で、最新鋭と言われる府中市や多摩市のリサイクルセンターなどを見学しました。桜ヶ丘の想定地のように住宅やマンションが近いところでなくて、敷地面積もこんなに狭いところはありませんでした。全て広いところでした。臭気防止用のエアカーテンや自動開閉扉もあまり役に立っておらず、ごみ収集車が次々と来るとあけっ放しの状態になりますので、施設の建物の外でも悪臭がしました。こんな悪臭の中で生活はできないと感じました。施設建設計画を立て始めた平成15年ごろは、想定地の周りにまだマンションとかも建っていなかったのですが、現在は大型マンションや戸建て住宅が建ち並び、想定地周辺の環境が激変したので、想定地選定から見直すべきではないでしょうか。

施設を分散すると言いますが、すぐそこに3本の焼却施設の煙突があり、ほぼ毎日多く多く煙が出ています。ここに施設を建てるということは、逆に施設集中ではないでしょう

か。廃プラ圧縮で発生する有害化学物質は、存在しているだけでも数十万種、それ以上の数の未知の、まだ何だかわからない物質も発生するといえます。活性炭を通すと逆に濃度が高くなる物質もあります。活性炭フィルターや光触媒で有害化学物質を処理するそうですが、何種類のVOCについて調査したのでしょうか。何十万という種類の化学物質の中の、ほんの数種類しか調べてないのではありませんか。健康被害は直ちに症状が出なくても、アスベスト被害のように数十年後に発症する可能性もあります。何年も汚染された空気を吸い続けた後に、化学物質過敏症などを発症する場合があります。予防原則にのっとって、未知のリスクの多いものは実施すべきではない、建設すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

また、想定地のすぐそばに給食センターが建設されます。東大の教授による実験によって、廃プラ圧縮により発散した化学物質は、分子が重く、焼却の場合は煙突を通して広く遠くへ希釈されるんですけれども、焼却とは違って熱がかからないので、上へは登らず地面をはい、近隣住民に健康被害を及ぼすと証明されています。施設のすぐ近くでつくられる給食が汚染されるのではとても心配しています。この点についてはどのように対処するのでしょうか。以上です。

【計画課長補佐】

ありがとうございました。1つ目が市民懇談会の意見反映と推進本部の判断基準、2つ目が東大和市の決議、3つ目が合理的な理由、4つ目が環境対策という面だと思います。

3市共同資源化のことを今お話して、ソフト面はこうですよ、ハード面はこうですよという字面だけで説明申し上げてきたわけですが、3市一致しているのは、拡大生産者責任ということで、民間委託でもない、行政関与は全くせず、ごみが回っていく。つまりジュースを買ってきたり、お酒を買ってきたりする、その中身を飲んだ後はお店に返して、お店で処理をしていただく。家電品などでも、買ってきてそれを利用した後は、またそのメーカーさんに持って行って処理していただく、その処理費用については使った方が負担となる。こういう拡大生産者責任というものを、社会的に広めていこうといえますか、一般化していこうということを目指して、その後3Rということで、リデュースということで各家庭でごみを減らす、リユースして再び使うようにしていく。それでこの優先順位の最後のリサイクルとして、この3市共同資源物処理施設ということで、リサイクルがあると。

この後なんですけれども、実はそれでもなおどうしても発生してしまうごみ、もう一度

戻りますけれども、現状では3市それぞれにリサイクルをされています。それから3市合計34万人分のごみ、リサイクルできない物を私どもの衛生組合で処理しております。これは、粗大ごみと不燃ごみと、家電でございます。その後、さらに日の出町にあります東京多摩資源循環組合というところに持っていきまして、多摩は今約400万人ですか、25市1町の最終処分地のところで処理をしていると。こういうことで組み立っております。

こういう中で、1番目の質問でございますけれども、市民懇談会の中では、確かに反対の意見をいただきました。それは真摯に受けさせていただきましたけれども、一方でリサイクルを進めるべきというご意見もあったかと思えます。その中での選択でございます、その点は4団体一致で進めていくということで、地域の皆さんにとっては納得できないとおっしゃる方もいらっしゃると思えますけれども、一連の将来像を描きながら、今のシステムをどうしていこうかという中での選択でございますので、ご理解をいただきたいということが一つ。それから判断基準でございますけれども、特に地域の皆様の説明会、前回もお叱りを受けたんですけれども、施設の姿が全然わからないじゃないかというご質問を受けたんですね。施設の姿をお示しして大丈夫ですよという説明をするのが一般的かもしれませんが、私どもは、説明をして皆様の理解を得てから進めたいということで、現状ではこれまでの経過の説明と4団体が一致した内容、こちらを重視して説明させていただいています。ここでいただいた意見を私どもでまとめまして、本部のほうに上げます。それらを総合的に判断して、本部で決めていただく、判断いただけるというふうに考えてございます。

それから3つ目でございますけれども。

【住民】

不十分ですよ。必要性というのをちゃんと的確に答えていませんよ。

【計画課長補佐】

必要性。

【住民】

うん。今の合理的な必要性って何ですか。

【計画課長補佐】

そうですね。理念的には、先ほど瓶と缶のお話をしましたけれども、拡大生産者責任、瓶をつくっていただいた方に瓶を処理していただくんだというところがあります。それで、この施設は容器包装リサイクル施設なんですね。容器包装リサイクル法の究極、確かにプ

ラスチックも焼却したほうがいい、リサイクルしても半分は焼却されてしまう、それから市町村の負担が大き過ぎるではないかとかご批判があります。ある中でも、やはり容器包装リサイクル法の目的は拡大生産者責任でございますので、それを考慮することによって、製造者やその利用者も費用を負担しなければいけないという制度でございます。こちらのほうを4団体で選択したということで、ご理解をいただきたいと思っております。

【東大和市副市長】

東大和市の副市長の小島でございます。座って答えさせていただきます。2つ目の、私どもの議会で平成22年3月に議会の決議がありました。そして平成22年6月に庁議決定を経て、想定地で建設することは不可能だという意思決定をした後に、今回、代替案を提出させていただきました。こここのところの考え方でございますが、議会の決議を重く受けとめる中で、私どもの市長も拡大生産者責任、理念としては、行政がごみを集めるのではなくてという基本的な考えは、今も持っております。そんな中で粗大ごみの施設をつくると、それから平成33年に迫ってきております一般家庭ごみの施設の方針、こちらとセットの中で、東大和から代替案が出ないと、これらの処理が進まないという条件もございました。そういった中で、非常に苦渋の選択ではございましたけれども、当初6品目を2品目に絞ると、それから一番心配なのは健康被害だと考えてございますので、健康被害が出ない施設にすると、そして日々の影響というのはやはり、車両がたくさんそこを動くことによる影響がございますので、そちらにつきましても極力台数を減らすこと、または待機場所その他のところを配慮していくと。一番肝心なのは周辺の住民の皆様にお話をさせていただいて、基本的にご理解いただく中で進めていただきたいということで、代替案を提案させていただきました。そうした中で、今年の1月に3市と組合で代替案ということで、今回のご説明に至ったということでございます。以上でございます。

【計画課長補佐】

あと2点ございました、箱物は要らない、民間委託のほうがよろしいという考え方でございます。今資料でご説明しましたとおり、公設で基本的にはいこうということで合意しております。この背景には、ちょっと説明でも申し上げましたけれども、やはり中長期的にしっかりやっていく、行政が責任を持ってやっていく必要があるという判断がございまして、公設ということで進めさせていただいているものでございます。

それと、最後の環境対策のところちょっと申し上げます。一番皆さんが心配されていると思いますので。まずVOCを含めて臭気もそうなんですけれども、この健康被害とい

うのは、杉並における不燃物中継施設における問題が出てきたということで、いわゆる杉並病などと言われているわけですが、私どもでは平成14年6月の公害等調整委員会の裁定、こちらを見ておりまして、これについては、原因物質を特定しないまま杉並中継所の操業に伴って排出された化学物質によるものであるという裁定が出ています。それとあわせてもう一つ、平成8年9月以降の健康被害については、住民の健康不調と中継所の操業を関連づけることは困難であると。主文が2つございまして、平成8年9月以降については、健康被害を訴える方もいらしたんですが、関連づけられないという裁定が出ています。

ではこの間に何をしたら、杉並中継所はどのようなことをしたのかということでございますけれども、まず平成8年7月に工場排水の下水放流をやめました。それから平成9年3月からは換気系ですね、場内の作業環境の空気も全て、活性炭フィルターで処理してから排出するという改善措置を施しています。また、私どもで今ご説明しておりますのはペットボトルとプラスチックですが、杉並中継所は不燃ごみを扱う施設で、いわゆる燃えないごみですね、缶とか瓶とかもリサイクルできない物が入っているでしょう、そういうものを全て圧縮して、積みかえる作業所でございまして、扱う物が全く異なりますので、こういう言い方は悪いんですけど、杉並のほうはかなり厳しいといたしますか、そういう化学物質が出るような状況であっても、活性炭フィルターで健康被害がなくなるような状況になったということがひとつございます。

それから寝屋川市にある施設、こちらのほうでも問題がありまして、地裁、高裁では健康被害はなしとの判決が出ております。公害等調整委員会の裁定はまだ出ていないところでございますけれども、こちらの施設では常にモニタリングをしまして、測定をしまして、地域の方々にお示ししていると。そのデータが公開されておりますのでそれを見ますと、環境大気よりも低い濃度でトータルVOCが排出されているということを確認できますので、むしろVOCについては少なくして排することが、活性炭で可能ではないかという判断をしております。以上、臭気とVOCについては、しっかりとした対策を施せば、環境への影響はないと考えております。

それから焼却炉の影響と、直線距離で500メートル、600メートルぐらいになるわけですが、皆様ご心配されているのはダイオキシンの問題だと思います。ダイオキシンにつきましては、一時人間が作り出した史上最強の毒物みたいな形で報道されていたんですが、実際には工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自

然に発生してしまう物質でございます。全国取り組みが進んでおりまして、国が示した資料では、平成9年度と比べて平成22年度段階で98%削減されております。私どもの清掃工場もその対策をしておりますが、こういう状況でございます。したがって、ダイオキシンについては平成9年度レベルでも健康被害というのは起きておりませんし、今後も削減する予定でございますので、影響はないのかなと考えています。ただ、近くの煙突から、どうしても冬ですと水蒸気が出ますので、そういう美観上の影響はあるかと思っております。以上です。

【住民】

今の方の質問に全然答えていないですね、1点。何であそこでやるかということです。今の暫定リサイクル施設というのは、私、知らないんです。そもそもできたのはいつなんですか。

【東大和市ごみ対策課長】

東大和市の暫定リサイクル施設ができまして稼働したのが、平成6年10月となっております。

【住民】

約20年前ですね。

【東大和市ごみ対策課長】

そうですね、今から考えますと。はい。

【住民】

そのときと今とは全然違うでしょう、住宅環境が。何でわざわざそこにやるわけなんですか。今の説明だと、そこにスペースがあるからつくるっていう、それ以外の理由ないじゃないですか。あそこ、例えば住宅施設で売却してですよ、お金取ればいいんじゃないですか。全く納得いかないんですね。何でわざわざそこにするんですか。

【計画課長補佐】

先ほどの説明の中で申し上げましたけれども、現在もリサイクル施設の用地となっているということが一つ、限られた既存の土地利用が可能になること、新たな用地を取得する必要がないこと。

【住民】

売って、その土地を求めればいいわけでしょう。

【計画課長補佐】

新たな財政負担を伴わないことなどの理由で。

【住民】

小平もそうでしょう。

【住民】

小平とか武蔵村山でもそうでしょう。

【住民】

ちょっと、議論ですから、やじ馬みたいな発言はやめましょうよ。1対1できちんとやりましょうよ、皆さん方も。やじ馬の発言はやめましょうよ。横やり入れないで、1対1でやりましょうよ。

【計画課長補佐】

位置につきましては、やはり焼却施設との関係もございますので、距離は近いほうが望ましいというのは正直なところですよ。

【住民】

桜ヶ丘在住です。私、この町に昭和47年に来まして、地元の企業に勤めておりますので、ちょうどあの近くに住んでいます。平成6年にできたときはまだ、もちろんさくら苑はありません。当時は企業の、何々企業かちょっとわかりませんが、鉄鋼会社かな、製缶か。それでしばらくたってから、あそこに市のほうが用地を買収して、最初はあそこまでいかないで、瓶・缶ぐらいのいわゆるリサイクル施設、ごみとは言っていませんけどね、リサイクル施設をやり始めた。そういうのがずっと継続して今の状況になったというやに、私の記憶では覚えていますけれども。

先ほど来の説明でいきますと、小平と武蔵村山と3市で、資源ごみのリサイクルを何とかやっつけていかなきゃいけないという説明から始まっていますよね。これを東大和だけが以前抜けちゃったときに、あれっと思いましたよね。何でというふうに思いました。ところが昨年11月以降、現市長になってから、この東大和市だけが3市から抜け出すということが、どう見てもおかしいぞというお考えだったんじゃないかなと思いますけれども、加わりましたよね。3市共同でやろうという形になった。それは今度のリサイクル施設をもう一回復活させてみよう、ただし以前の6品目から2品目が変わったと。私、この2品目が変わったというのは、残りの4品目、乾電池とか蛍光管というのは、私も昔リサイクルを担当していましたから、ISO14001の取得を絡めて、私自身としては廃棄

物には詳しいという自負を持っていますけれども、廃乾電池、廃蛍光管は、やはり実際のリサイクル施設に品目として加えていくのは非常に難しいなと思いつつも、6品目というのがあったんですけれども、まあ、やっていかれるのかなと眺めていましたけどね。ここへ来て2品目になって、やりやすい方向になっているんじゃないかなという捉え方をしています。

それで私が言いたいのは、東大和だけが抜けちゃってどうするんですかというのが一つあります。そんな勝手なことをやってどうするんですか。例えば小金井市が焼却炉を建設すると言いつつも、結局用地取得ができないで、私に言わせれば住民エゴですよ。まさしくそうです。それで結局行政は、あるとき市長がかわって市長がとんでもないこと言つて、半年でかわってしまってまたもとに戻って、それで今、小金井市はいまだに焼却炉の施設にめどをつけていない中で、他市の連携で今は救われていますよね。日野とか府中とか。そういうことにならないがためにも、東大和市はせめてこういう有限なリサイクル品目、私はごみと思っていないから、リサイクルをしっかりとっていくということが賢明な方策ではないかなと。場所については、これはどこへ持っていっても同じだと思うんですよ。

【住民】

いや、そんなことはないですよ。

【住民】

同じです。例えばへんぴなところへ持って行って、賛成しますか。そこへ行けばまた反対しますよ。

【住民】

すみません、ちょっとあなたのお話はここでストップしてください。

【住民】

演説じゃないんです。

【住民】

いや、だから私は賛成の立場で今、聞いているの。

【住民】

要点だけ言いなさいよ。

【住民】

要点は、だから賛成です。

【住民】

時間の浪費。

【住民】

先ほどの4点の質問に比べれば、私の質問なんか全然、時間の浪費じゃありませんよ。私は反対のための反対を言っているだけです。ということで、私はこの2品目を3市でやることについては。

【住民】

いや、あなたのお話は要するに、市の方からお話は聞いてます。ですから、かぶってますから。時間が無駄になっちゃいますよ。

【住民】

同じだよ。同じ意見だ。

【計画課長補佐】

ありがとうございました。意見としては、ではよろしいでしょうか。

【住民】

ああ、意見として。私は進めることには、反対する理由は持ち合わせておりません。

【計画課長補佐】

はい、ありがとうございます。

【住民】

座らせてもらいます。今、3市の中から、共同から抜けると小金井のようになるからということで、受けるべきじゃないかというご意見で、賛成の意見が出たと思います。で、いいですね。でもね、こういうところの場所で3市の中から、今現在ある煙突の、焼却炉の位置を見てもらえば、そこがどこに立っているかといったら、うちの母は立川側に住んでいますけれど、たった200メートルほどしかない中島町のところに立っていて、環境の負荷として、今はもうダイオキシンは大丈夫だということでしたけれど、放射能や何かのことから考えても、環境というのは境界線を越えてくる、境界線のところで例えばここは立川だから、ここはどこだからということでは来ません。立っている位置から見れば、あそこは立川と東大和と小平の3市のところにできています。そのところに、焼却炉を建てかえたいと、焼却炉を建てかえるそのために、さらにもう一個、迷惑施設という言い方は今の方にも怒られますけれど、もう一つ3市共同のもの、3市共同でやるということは広域処理ですよ、広域処理のものがもうその地区に1つあるところから500メー

トルのところに、また1つ広域処理のものを受けるということは、私たち東大和は何も負担していないじゃないかと言うんですけど、環境的には位置的にも東大和は負担しています。東大和は負担しているのに、負担していないから、小金井みたいになるから引き受けなきゃいけないという理屈は、もう負担しているということをどこかの市が認めていないということですよ。自分のところにあるから、ここは自分の土地の上にあるから、東大和は何も負担していないだろうということを誰か言っている人がいるから、小金井みたいになるっていう心配をしなきゃいけないわけですよ。

でも、今の焼却炉がどこにあって、これから先、焼却炉に出ているごみっていうのは、小平のごみが一番多いです。それを一番狭い面積の一番隅っこのところへ持ってきて、広域処理にしても自区処理にしてもそうですけど、ましてや自区処理をしたいっていうところがあれば、それは境界線から一番離れたところへ持っていくべきことで、境界線のあそこへ持ってきている以上は広域処理で、自分たち、例えば小平だけのものじゃないし、東大和が小金井のようになるからっていう心配よりは、中島町と、東大和の桜ヶ丘と、立川の幸町ですか、この辺の住民がそのうち煙突を建てかえるのにまたこんなところに建てるんだったらば、どこかへ移動してくれって、煙突の移動を申し出てもいいぐらい、立川の移転問題のほうに近い問題だと思いますよ、私は。

【計画課長補佐】

一つ確認させていただきますけれども、先ほどの方の発言は、東大和が追い出されちゃうとかっていう、私はそれは知りませんが、だから賛成だっておっしゃったのではなくて、リサイクルそのものは必要だと、施設は必要だというご意見だと思ったんですけど。よろしいですね。はい。

【住民】

というよりは、そうなるかもしれないから、東大和の立場をしろっていう意見にとれませんでしたけど。

【計画課長補佐】

今、確認をしましたので、リサイクル施設は必要だというご意見だと思います。それから、近い場所にごみ焼却施設とプラスチックの資源化施設ができる、二重負担だというお話ですよ。先ほどもご説明しましたが、確かに目で見ると白い水蒸気が結露した、白い煙のように見えますけれども、ダイオキシンについては、先ほど申しあげました具体的なデータで申し上げますと、もちろん基準は下回っておりまして、大体0.01から3、4ナ

ノグラムという、そんなデータでございまして。環境大気も、そういうご意見がございまして、私ども立川市と協力いたしまして、周辺の環境大気、空気ですね、空気の測定もしております。で、大体0.03ピコグラム前後でございまして、全国平均が0.032ピコグラムでございまして、全国と比べても高いレベルにはございません。そういう状況でございまして。確かに視覚上は、ご迷惑といいますかご負担をおかけしておりますけれども、私どもの古い施設でございまして、環境対策については万全を期しておりますので、そういう状況でございまして、その点は理解をしていただきたいと思います。

ごめんなさい、先ほどから手を挙げられているので、こちらの方。

【住民】

先ほどの女性の方と若干かぶるんですが、まず私の立場としては、現時点ではこの基準に対して疑問を感じております。こちらにおられる方の一番関心があるのは、なぜここに建てるのかというのが、一番の問題というか疑問の点でして、まずそこになった過程というか、誰が、どのような権限を持つ方が、どのようなデータに基づき決定されたのかという点と、また、これは確かに平成15年か16年、18年の決定事項であるんですけど、それからまた6年たっているんで、かなりの情勢の変化があると思うんですけど、こういったいろいろな隣には給食施設が建つだの、マンションとかも建っているという情勢の変化があるにもかかわらず、何でまたここに設定しているのか。これを教えてください。また、立地条件につきましては、先ほど言ったとおり3市の応分の負担という形になるのかとは思いますが、応分の負担といっても、住所上は確かに小平市かもしれませんが、実際的な環境については先ほど女性の方が言われたとおりの話なので、例えばその応分の負担をする計算をしていくにしても、その半径1キロとか2キロで在住する人の人数の割合で応分負担を出すとか、そういったいろいろ考えがあると思うんですけど、そういったものを含めた上で、なぜ東大和市にこういった施設を設置するようになったのかという、浪花節じゃなくて、本当にどういうデータに基づいて決めたのかというのを教えてください。

それにまたもう一つが、ちょっとこれはごみとは関係ないかもしれないんですけど、行政側の究極の目的というのは、どういうふうにか考えられているのかということをお願いいたします。ごみ施設とは若干関係ないかもしれないんですけど、行政側が何を究極の目的としているのかを教えてください。多分口頭で言われてもわからないので、こういうデータがこうあるので、こうということを教えてもらわないと、口で言ってもち

よっとわからないので、こういったデータに基づいて、誰が、こういった権限の方がこういう判断をして、こういった決定になったのかというのを、今説明しろと言いませんので、できれば資料か何か、ゆっくりした時間に冷静に分析できるような形で、お示ししていただきたいと思います。2問目につきましては、口頭でも構いませんので。細かく内容をちゃんと。

【事務局長】

今ご質問がございましたけれども、想定地がどうして暫定のリサイクル地になったかというご質問でございますけれど、平成17年8月の理事会のときに、具体的には今の暫定リサイクル施設にしていこうということがございましたけれども、その後長い時間がたってございますけれども、その間にいろいろな行政側のご説明の中で、いろいろなことを申し上げていた経過もございますけれども、これにつきましては、何か1つだけの理由でということではないわけございまして、いろいろなことをいろいろな角度から検討いたしまして、いろいろな要素の中で、全て100%満たすということにはまいりませんけれども、そういったことをいろいろ考慮した中で、先ほど来申し上げておりますとおり、本来組合の敷地の中でできればということもございましたけれども、物理的なこともございまして、なかなかその中で難しいということがございましたので分散処理をするということで、今の暫定リサイクル施設になったわけでございます。

それにつきましては、3市共同資源化処理施設を建設した後、そこで処理できないような物も出てきますので、なるべく組合に近いところがよろしいということもございまして。また収集、運搬につきましても、3市の大体真ん中のあたりがよろしいのではないかとということもございまして。それから先ほど申し上げましたように、用地の取得について現実性を考慮いたしまして、東大和市の市有地であります現在の暫定リサイクル施設を活用したいということで、既にリサイクルの処理をしているということもございまして、用途地域も工業地域であるということもございまして、今の考え方に至ったわけでございます。そういうことによりまして、新たな財政負担も伴わないということもございまして。

ですから、この理由1つだけということではないわけございまして、実現することによってプラスチックの処理を効率的、また安定的に自区内で処理をするという大きな目的がございまして、先ほど申し上げましたような理由で、今の想定地に至ったという経過でございます。以上でございます。

【住民】

ちょっと質問。今の回答についてよろしいでしょうか。新たな財政負担を伴わないというのは、どういう意味でしょうか。

【事務局長】

建物につきましては費用はかかりますけれども、今、東大和市さんのほうで市有地としてお持ちいただいておりますので、新たに土地を取得するということにはならないという状況でございます。

【住民】

それは土地の話でしょう。建設は20億円と書いてあるじゃないですか。

【事務局長】

建設費につきましては、おっしゃるとおり費用はかかることになります。

【住民】

そんないい加減なことは言わないで。

【計画課長補佐】

2点目の将来像なんですけれども、あまり難しく。

【住民】

将来像じゃないです。

【計画課長補佐】

どんなものを描いているのかという。

【住民】

違います。行政が目標とする究極の目的。

【小平市副市長】

それは私のほうからお答えさせていただきます。行政と一言で申し上げても、今、4者ということで、3市で共同資源化をやっていますから、その3市とその衛生組合、この4つの団体が、今おっしゃるような行政ということなんですけれども、この4者が推進本部という1つの組織をつくって、そこで意思統一をしているわけですね。それも行政でございます。じゃあ、その行政の究極の目的はというと、これはここで説明させていただいております、この3市の共同資源化事業をぜひとも実現したいと。それはこれまでの経緯ということでご説明させていただいている平成15年からの経緯の中で、検討し、それで平成33年にいわゆるごみの焼却施設の更新をしなければいけないというところの、先があ

る程度決まっている部分があるわけですね。その中でこの4者が1つのテーブルで話し合いをして、いろいろな形で検討しながら、こういう事業を進めていきたいと。それでハードとソフトとありますのは、いわゆるソフトについては差があるという形で、ハードについてはこのような施設を設けたいというのが、この3市共同資源化の事業ということになります。以上です。

【住民】

今の口頭でわかったんですけど、今の発言の、どういった人が、それに基づいて今の発言をされているかというのを聞きたいだけなので、先ほどの1問目の。

【計画課長補佐】

1問目の話ですか。

【住民】

はい。多分今言われても、「ふうん、なるほど」としかならないので。今回のあれはあるかもしれないけど、やはりごみ処理の大きな計画があると思うんですけど、その中でこういう事業がどういう位置づけで、その計画は誰が、どのような権限を持った人が、どういった資料、データに基づきこういった判断をされたのかというのを説明してほしいって話ですけど、今口頭で言われてもこの説明のなぞりだったので、それはまたわかるように、できれば紙ベースか何かで教えていただきたいなということと。

あと2問目につきましては、私は行政の究極の目的は、市民の生命と財産を守る、多分それが根底にあると思っています。そのためのこれは手段なので、その話をしたかったんです。ところが今の話についても、基本的に今まで目的を達成するための手段であったのが、何か目的になっていて、そのために何かやっているというような、ちょっと本末転倒のような話になっているのかなと思いました。例えば今の東大和市のあそこに建てるということに関しても、10年前の判断とはかなり情勢に変化があるのに、それでなおかつ何で、行政の究極の目的は市民の生命と財産を守るというのに、何でそんな近隣の生命とか、また将来の、小学生の給食施設をつくるどころと本当に目と鼻の先にそういったものをつくるという決定になるのか。説明されても全然理解できませんので、そういったものにも返答できるような説明の上でやってもらわないと、これ、ちょっと無理だと。

【計画課長補佐】

ありがとうございました。それでは先ほど手を挙げていた方、後ろの方。すみません。

【住民】

要するに極論を言わせていただきますと、やはり白紙撤回が一番いいと思います。なぜかといいますと、今、住環境が非常に変わってきているんですね、当初暫定リサイクル施設ができたころと。我々も、もう7年になりますけれども、やはり住環境はすごくいいところなんですよ。要するに環境がいいということですね。そのためにここへ移り住んできた方が、多分桜ヶ丘の方はほとんどだと思いますよ。それが急にそこに、今でもそうですけれども、上から見ますと瓶だとか缶だとか。リサイクル施設ができるということは非常に歓迎します。当然これからはそういう時代になってきますから。どこかでそういうリスクをしょわなきゃいけないと思うのもあると思います。でも、今の桜ヶ丘の住環境を見たときに、なぜここなのかということが多分皆さん、心の底にあるんだと思うんですよ。それできょうお集まりになっていると思います。決して、そういう施設ができる、できないということは、別に反対でも賛成でもないんですよ。なぜあんなにきれいなところ、環境がすばらしいところ、立川の活断層の問題もありますけれども、非常にすばらしいところですよ。そこになぜつくらなきゃならないのかと。事情というのはきょう参加してある程度わかりましたけれども、でももう一度白紙撤回して、そういうところを検討したらどうかと思うんですけれども。どうでしょうか。

【計画課長補佐】

皆さんご理解はいただけない部分もあるかと思いますが、現状では4団体が一致した内容をご説明して、皆様のご意見を伺うという説明会でございます。今いただいたご意見については、私どもの説明が納得できないという方もいらっしゃると思いますが、記録に残しまして、本部のほうに報告はいたしますので、ご理解いただきたいと思います。基本的には想定地、今の暫定のところに2品目施設を建てさせていただきたいと、こういう形で今進めていて、4団体が一致したという内容でございます。

【住民】

一つ質問させていただきたいんですけど、私ちょっと聞いたのは、まず前提として、近隣住民の理解を得た場合に建てるということで、まずよろしいでしょうか。

【計画課長補佐】

おっしゃるとおりです。

【住民】

先ほど初めに市民団体の方が質問していただいたんですけど、その理解を得られたかと

いう判定基準というのが、やっぱり反対意見も、先ほどおっしゃられたように反対意見の人もいれば、賛成意見の人もいるので、それで判断しましたという話なんですけど、具体的に、今ここには別に反対意見の人を集めたわけではないと思うんですけど、聞いている限りでは反対意見の人が確実に多いと思うんですよ。その中で、判断しましたと言うんですけど、どういう判断基準なんですか。結局は反対意見が多かろうが、少なかろうが、もう建てるって決めているというふうにしか聞こえないんですけど。例えば、反対のほうが多ければやめるのか、それとも反対が多かろうがつくるのか。もうはっきり、そちらの姿勢というか、どういう方針なのかということを明確にさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

【事務局長】

判断基準ということで、非常に難しい問題だと思いますけれども、先ほどもご質問がございましたけれども、周辺地域住民の方にきょうお集まりいただいておりますけれども、皆様方のご意見、またこれから3月には3市34万人市民の方への説明会もさせていただきます。さまざまな意見をまず伺った上で、どういうふうに判断をするかということは、今は例えば反対が多いからどうか、あるいは何%、何人いたからということでは判断はできないと思います。やはりいろいろなご意見を伺った上で、どういった対応がとれるかとか、あるいはどういったお話し合いができるかとか、そういったことをやはり総合的に判断をして、決めざるを得ないと思いますので、きょうの段階で判断基準が何%でどうかというようなお話は申し上げられませんが、とにかく明日、それから3月、市民の方のご意見をたくさん伺って、それで私どものほうでいろいろ検討させていただき、また必要があれば皆様方にもお示しをし、判断させていただきたいと思っております。以上でございます。

【住民】

やっぱり同じなんですよ、回答が。結局、判断しますとしか言ってないんですけど、どこかの段階ではじゃあ、反対のほうが多いようですけど、こうしますって、もう住民の意見を無視してこうしますよっていう判断を、しましたというのを発表してくれるということではよろしいですか。

【事務局長】

繰り返しになりまして申しわけありませんが、現状ではどういう判断をするということは、今の段階ではまだお聞きしている段階ですので、申し上げられないです。

【住民】

今の段階で、住民の意見は踏み倒しますよっていうことを、何かのタイミングで発表してくださると理解してよろしいですか。今の段階ではなくて、精査した結果、反対意見のほうが多いようですが、それは無視してとりあえず建てますというような。まあ、言い方はちょっと極端ですけど。

【事務局長】

申しわけないんですけど、先のことになりますので、現状ではとにかく皆様のご意見を一生懸命伺うということに尽きると思います。以上でございます。

【計画課長補佐】

じゃあ、今度後ろから、お願いします。眼鏡の方、どうぞ。今、手を挙げていらっしゃる方。

【住民】

きのうも出席させていただきまして、途中で退席しましてすみません。このいただきました資料のI番の1ページの3番までは、一度平成22年にもうリセットされたんですよね、白紙撤回ということで。それで今まで皆さん、3市ともそのままかなということで、安心してきておりました。それで、私は3市の市議会はもちろんですけども、職員の方にランダムにサンプリングしてお話を聞いたところ、あれは東大和市長が勝手に言い出したことだから、あんまり知らなかったっていうのが多かったですよ。で、だったら東大和だけで責任取ればいいんじゃないの。そういうお話でした。それは職員も、議員もそう言ってましたので、そこのところは十分に考えていただきたいと思います。

それで、先ほどからそのことを公開してほしいとか、質問の内容を回答してほしいという、先ほど女性の方から言われたのも記録されていたら、それはやはりインターネット上でもいいですから、ホームページ上でもいいですから、真摯にお答えいただきたいということがあります。それでまず最初に、この一番頭にあります「これまで3市では資源循環型の社会を目指して、廃棄物減量への取り組みやリサイクルを進めてきました」というものを、具体的な事例と、どれだけやったかという数量的なことをお答えいただきたいんですね。今でなくていいです。それは、どういうことに取り組んで、どれだけやったか。要するに、26市がごみ有料化を決定したにもかかわらず、やっていないところがあと5市か6市、そのうち3市が入っているわけですよ。で、有料化を始めたところはもうほとんどが2割以上のごみ減量化しているということで、これはもう新聞報道で皆さんよく知

っていると思います。で、この資料のモスグリーンの資料の2ページの、IIの2ですけれども、2品目の処理施設、この変更前の6品目施設については、これは全くばかげた資料で、何の参考にもなりません。要するに現状がどうであるかというのを、これも公開してほしいんですけども、文書ですよ。今でなくていいです、どうせわからないでしょうから。3市の現状ということで、処理施設の住所から敷地面積、建築面積、建ぺい率、容積率まで含めてですけれども、それで取扱品目の6品目をどのように処理しているか、回収日は週に何回やっているか、年間回収費用は幾らかかっているか、契約形態はどうやっているか、そういうことを公開してほしいんですね。さらに、有害物質等については取り扱い基準が厳しいですので、簡単に取り出してできるような話ではないですよ、蛍光灯にしろ。ですからそういうものも含めて、どのような処理をしているかということですね。

それと、平成33年度には、焼却施設が老朽化して建てかえなければならない。これは3市で当然考えないといけない話ですけれども、このことについて、現在の環境省の方針はご存じですか。補助金制度をご存じですか。今、大震災以来、サーマルリサイクルで、要するに焼却施設でも発電設備を設置していないと、補助金は出せないような方向に動いています。最高幾らぐらい補助金を出したかというのを環境省の職員に聞きましたら、100億以上出しているところがあるんですよ、実際。だから3市共同だったらできるんです。今こんなつまらないのを20億も出してつくったら、その基準から外されます。補助金出ません。というのは、要するにビジョンもポリシーもないのに、国がどうやって出すんですか。さっき拡大生産者責任とかおっしゃっていましたが、それはプラごみを出している、「プラ」って書いてあるだけで、みんな企業は3,000億から4,000億トータルで年間出しているんですよ。それはちゃんと国に納めているんですよ。だからそれをどうするかというのは、補助金、交付金等で自治体が責任を持ってやらなければならないようになっていくわけです。それは地方によってみんな違うし、申し出る自治体もあれば、例えばペットボトルだけ東京都あたりは燃料にしているじゃないですか。だからみんな自治体は違うわけですから。そこら辺をよく考えてですね、先ほどご意見がありましたように、あなたたちだけで勝手に考えるのではなくて、3市ともランダムサンプリングでですね、アンケート調査したらどうですか。これについてこう考えております、で、20億の出所はどこから出すんですか。それも考えてください。どこが負担するんですか。イニシャルコストが20億、じゃあ、ランニングコストは幾らかかるか、そういうのをやっぱり示してほしいと思います。以上です。

【計画課長補佐】

今でなくてもよろしいというご意見。

【住民】

そうです。はい。そういうのを示した上で、判断してほしいということだけ。

【計画課長補佐】

はい。ただ口頭で答えられる。

【住民】

口頭はいいです。

【計画課長補佐】

交付金の話が、補助金というお話があったんですけども、平成17年度だと思えますけれども、交付金制度に変わりました、3分の1と。この交付金のメニューではマテリアルリサイクル推進施設ということで、当然3分の1の交付金をいただいて、この20億円の一部にしていくということで進めております。ちょっと話はずれてしまうかもしれませんが、この交付金制度になりました、私どもの4団体の取り組みのようなことが全国で行われています。その地域における、以前補助金の場合は、例えばごみ焼却炉をつくる際には、私どもの組合がごみ焼却場を設置して運営する責任があるわけです。そこがごみ量、ごみ質を予測して、焼却炉の規模を決めて、その処理した物をどこに持っていかというのは、3市の指示に従って日の出町に持っていつているわけですが、そういうことができたわけです。こういうごみが入ってきますから、これだけ補助金くださいよ、こういう施設つくりますからくださいと。交付金制度に変わりました、今、拡大生産者責任の話をしてきましたが、3市の地域において、どういうビジョンをつくっていくのか、この町をどうしていくのか、そういう部分については拡大生産者責任の追及、ごみを出さない社会を目指していこう、行政はごみ処理から手を引こうというような、ちょっと過激な言い方ですけども、そういうビジョンは持っています。その上で、目標を設定します。リサイクル率、発生抑制をどのぐらいにするのか、市民の皆さんにどの程度ごみを抑えていただくように目標値を、それからリサイクル率も決めます。そして、どうしてもやっぱりごみは出てきてしまいますから、出てくるごみについては適正に処理をしていくと。そういう順番で、まずは将来ビジョンを描き、目標設定をし、その目標を達成するための手段として、必要な最低限の施設には手数料、環境影響調査ですとかそういうものも含めて交付金を出していこうと、こういう制度でございますので、皆様方にとっては本当に、今、

暫定リサイクル施設用地に2品目の施設を建てさせていただきたいという話でございますけれども、全体の流れはそういう枠組みで考えているところでございます。

【住民】

私の心配は、やっぱり健康ですね。お金も、財政も心配ですけれども、健康がすごく心配です。それで、今こういう案があるんですけれども、初期のころからこういう説明会には出ていますけれども、代替案ですね、この案ばかり出てきて、あと場所もそうなんですけれども、最初お聞きしたときは、この場所はまだ暫定で決まっていなくて言っていたんです。ところが今の資料を見ると、当然ここにつくるといようなことになっているので、財政と、健康を含めた代替案の公開をしてほしい。それで2番目として、環境負荷の応分の負担ということなんですけれども、先ほど女性の方からもお話がありましたけれども、煙突が小平市にあると。だから小平市は負担していますよという話がよく出るんですけれども、それは東大和市の副市長にもお答えいただきたいんですけれども、環境負荷を東大和も十分していますよということはおっしゃられているんですかね。この2点です。1点目の公開は、今じゃなくていいですので、できるかできないかを教えてください。

【東大和市副市長】

2点目の環境負荷の関係でございます。非常に行政境の近くに施設がございますので、当然市民の皆さんからは風向きが、北から吹いているときには確かに小平、立川に行くけれども、南から吹くときにはみんな東大和だよというお話も承っておりますので、その話というのは当然させていただいております。現実問題として、どこの市のエリアにあるかという部分でいうと、小平にあったり、武蔵村山にあたり、ということは事実でございます。今、皆さんから複数お話をいただきました、500メートルの範囲内で風向きによって東大和のほうに来ていますよという話は、機会あるごとにさせていただいております。以上でございます。

【住民】

それは言って、出しているんですね、そういうことは。だから東大和にないっていうのはよく言われるんですけれども、そうじゃないっていうことは、皆さんの認識ではあるんですね。

【東大和市副市長】

同じ答えになってしまいますけれども、市の中に施設があるかないかという話になると、東大和にはないと認めざるを得ないと思っております。ただ、被害がその市のエリア、被

害という言葉は適切ではないです、すみません、影響が、小平さんにあったら小平さんだけということではないですよという話は、させていただいております。以上でございます。

【計画課長補佐】

よろしいでしょうか。

【住民】

これからの公開はしてくれるんですね。

【計画課長補佐】

代替案ですか。

【住民】

そうです。これ1本じゃなくてですね。

【計画課長補佐】

今のところ代替案はない。

【住民】

ないんだったら、意味ないじゃないですか。

【住民】

何やってんだよ、東大和市。

【計画課長補佐】

代替案はございません。よろしいでしょうか。

【住民】

代替がないんだったら、話し合ってもしょうがないでしょう。これしかないんでしょう。

【計画課長補佐】

はい。

【住民】

じゃあ、やめるか、やるかってことね。代替はないんでしょう。検討もしてないんでしょう。

【計画課長補佐】

現時点では、ございません。

【住民】

じゃあ。

【住民】

決まってることじゃありませんか。

【住民】

こんなに時間かけて何やってるの。

【住民】

いろんな案を何個も挙げて、その中で最良の案が今の案なんだよっていうことを示してもらわないと、この1案しかないんだったら、検討の余地も何もない。

【住民】

おっしゃるとおりです。

【計画課長補佐】

先ほどご説明しましたことの繰り返しになってしまうんですけども、その理由で、想定地として。

【住民】

説明会っていうよりも、説得する場になるんだな。

【住民】

今の案が最良の案ですっていうことを示してもらうためには、いろんなほかにも打開案があるけど、メリットで考えれば今の案だっていうことを示してもらわないと、誰も納得できないですよ。この案しかないから、1つしか考えてないんですよ。

【計画課長補佐】

想定地については、今この場所で検討を進めていると。

【住民】

それはおかしい。最初説明があったときには、この場所は1つの案だって、ほかにも考えているって、実際言ったじゃないですか。何でお役所的に、いつの間にか。

【計画課長補佐】

いやいや、施設用地につきましては、現在もリサイクル用地として使われていること、限られた既存の土地利用が可能なこと。

【住民】

だからここがベストかどうかを考えるのが、そちらの仕事じゃないんですか。

【計画課長補佐】

現状では、そのような理由といたしますか、で想定地として確認をされておりますので、

今の意見は、ご意見として。

【住民】

だから、この場が市民の納得を目的としているのであれば、それをしないと納得できないです。ただそれだけです。だって1案しかないんだから、それを納得してくれって言われても、確かにこの案が一番最良だなんて考えは、誰も持てないんじゃないですか。ほかにどんな案があるか、わかんないんだから。

【住民】

20年前にできた場所が、どうして今のようにしてこなかったんですか。あなた方、全然検討してないわけじゃないの、ほかの場所を。あなた方の怠慢じゃないの、それ。ほかに検討していないんでしょうよ。

【計画課長補佐】

今のご意見なんですけれども、今ご説明した範囲内の理由で設定されております。もちろんそれでご理解をいただきたいということで説明会をしているわけでございますけれども、いただいたご意見はまとめまして、判断する推進本部のほうに報告していきたいと思っております。

【住民】

この案を考えるのに何年もかかっているのに、代替案を考えるのに何年というふうに考えるんですか。

【計画課長補佐】

いや、代替案を考えていますということはご説明しておりませんが。

【住民】

じゃあ、意味がないじゃないですか。

【住民】

じゃあ、考えたらいいじゃないですか。今から考えてもいいじゃないですか。

【住民】

そう思います。考えてください。

【住民】

今のリサイクルが反対なんです。

【住民】

そうだよ、だから白紙撤回が一番いいんだよ。ちゃんと考えればいいじゃない、代替案

を。市民に募りなよ。

【計画課長補佐】

ご意見で、代替案を考えなさいということと、白紙撤回ということは、ご意見として承りたいと思います。

【住民】

白紙撤回というのは、先ほど私申しましたけれども、今の場所が本当にふさわしい場所なのかどうかということ、再検討してほしいということなんです。今の場所が。工業地域なんてとんでもない話ですよ。あんなにきれいなところが。桜ヶ丘の住民が全部しょうってというのは、それは構わないですよ。たまたま桜ヶ丘であって、本当にそういう施設をつくる、必要ですよ、当然、それは反対じゃありません。でも今の現況を見て、あそこにつくるのにふさわしいものなのかどうかということ、考えてほしいということなんですよ。

【計画課長補佐】

今、複数ご意見をいただきましたので、しっかり記録に残しまして、報告するようにいたしますので。ご意見として承りたいと思います。

【住民】

だから、その意見を反映してもらって、先ほどもどなたかおっしゃいましたけれども、代替地を検討するとか。

【計画課長補佐】

代替地を検討しなさいということですね。はい。

【住民】

私の言いたいのは、代替地と財政を含めて、両方ですよ。先ほども補助金の話がありましたよね。これが一番ベストだと、また煙突の補修もあるわけですよ、燃やすことも可能なわけですよね、考えによっては。23区は燃やしているわけですから。一番私が知りたいのは健康なんです。ですから、健康もあるんだけど、財政のほうも心配ですから、両方を考えた代替を二、三個とか、4個、5個とか考えるのは、ごく普通のことだと思います。

【計画課長補佐】

場所を含めないで、焼却も含めて、処理方法も含めて代替案が必要というご意見でよろしいでしょうか。

【住民】

それは全部含めたほうがいいですよ。

【計画課長補佐】

財政含めてということですね。

【住民】

1個しか今できないと言うんですから。

【計画課長補佐】

申しわけないんですけど、今答えられるものを持っておりませんので、ご意見として記録させていただきます。時間もそろそろ、予定の時間に近づいてまいりましたので、あと何件か。どうぞ。では、そのお二方で恐縮ですが。白いシャツの女性の方。

【住民】

この資料で、素朴な質問ですけど、「資源化品目が一致していないことから、組合に搬入される廃棄物も、可燃ごみ、不燃ごみの扱いに多少の違いが出ている状況にあります」、これ3市共同だったらば、3市で話し合って統一すればいいじゃないですか。そうでしょう、組合の人。そうしたらごみの量だって、扱い量だって変わってくるかもしれない。意識も変わるんですよ、市民の。そうでしょう。なぜ一致していなかったのか、それはあなた方の責任であって、怠慢ですよ。

【計画課長補佐】

おっしゃるとおりだと。はい。

【住民】

それと、これは小平の副市長に伺いますけどね、私はこの自治会長宛てにプリントが来たときに、まず東大和市の市議員に、私は桜ヶ丘ですけども市議員に電話して聞いたんです。で、ペットボトルと容器プラ、これは小平市が自前で処理をしているという話です。東大和と村山は民間で、委託をして処理をしてもらっています。民間委託のほうは、例えばコンクリートの建物をつくる、処理するよりも安いって話なんですよ。ですから私が聞いたのは、じゃあ、小平市のほうは自前で処理をしているから、お金の負担を抑えたいんじゃないんですかっていう話もしたんですけど、その辺どうなんでしょうか。

それと、東大和市は財政が困難ですよ。ここの20億円というお金、一言で20億って言うのは簡単ですけども、机上の上では何でも数字って並べられるんですよ。私たちの税金で、この20億円というのは、東大和だけじゃなくて3市で負担するのかどうか。

その辺答えてほしいんですけど。

【計画課長補佐】

3点でよろしいでしょうか。資源化にも基準が若干異なっているという件と、東大和の財政の件が最後ですよ。

【住民】

そうですね、あとは小平市ですよ。小平市は容器用プラとペットボトルは自前で処理しているけれども、その負担金を軽減させたいんじゃないかと。もしこの案が、この東大和市の桜ヶ丘にこの施設ができないとなった場合、じゃあ、小平市はそこにあるごみ焼却場施設に対して、東大和市のごみは受け入れないよって、そういう子供じみたような発想はないでしょうね。頭のいい方が市長やっているんでしょう。

【計画課長補佐】

資源化基準の統一の話から申し上げます。ちょっと私どもの立場から、推進本部の事務局としての立場からではないかもしれませんが、ごみがものすごい勢いで伸びてきて、処理施設の能力が間に合わないという時期がありました。今は7万4,000トンぐらいなんです。3市34万人のごみで、私どもに入ってくるのは7万4,000トンぐらい。一時は10万トンまで行きそうな勢いだったんですよ。で、非常に危ないというか、キャパオーバーしてしまうという状況がありまして、私のほうからも3市に資源化をしてください、組合に搬入されるごみを減らしてくださいというお願いはずっとしてまいりました。高度経済成長のようにどんどんごみが上がりまして、今、合計360トンの処理能力ですけども、一時510トン持っていた時期があります。

そんな背景もあったかと思うんですけども、3市はそれぞれで、基本にごみ処理は自区内処理が原則というふうにされています。自分の地域でできる範囲はしっかりやっついこうというのが原則になっておりまして、相当努力されて、これは市民が分別していたかなければ資源化できないわけですから、市民との対話の一つ、もう一つは資源化先の確保ですね。小平からずっと遠くのほうまで持っていくというのは効率がよくないというのはおわかりでしょうけれども、そういう業者さんを探しながら、できるところからやっついって、努力されてきたという背景があるんだと思います。そんな関係で、若干でございまして、統一には至っていないというところでございまして、それを統一するために、今、3市共同資源化事業ということで、今は施設だけの話ですけども、外部分でやっております。これを変えるということは、市民との対話の中で今まで努力してきたもの

ですから、やはり大きな違いになるわけでごさいます、しっかり固めて、対応していきたいという考えであります。それから最後の20億円の負担なんですけれど、これはもちろん3市で負担するということになるんだと思います。共同資源化施設ですから。ただ、交付金が3分の1出ます、その3分の1を除いた90%から95%ぐらいが借金という形、それを支払い続けていくというような形で、施設は建設していかれるというふうに考えております。

【小平市環境部長】

小平市のリサイクル、ペットボトルとプラスチックのリサイクルにつきましては、ご指摘がございましたとおり、小平市は公設で行ってございます。3市共同資源化事業ということで、3市で行うということになれば、そちらのほうということで考えておりますが、費用ということよりも、なぜ公設でやるかということでございます。民間委託が費用的には安いということは理解をしておりますが、これは先ほどもたくさん出ておりましたように、健康被害の懸念があるということでございますので、その処理をする施設は公設できちっと責任を持ってやるということ、小平市では考えております。したがって、民間委託となりますと、それを取り扱う事業者自体もそんなにあるわけではございません。ご存じだと思いますが、東大和市の民間委託業者も、武蔵村山市の事業者だと思います、武蔵村山市もその同じ事業者ということになりますので、例えばその事業者が廃業するかそういったことがあった場合、今度はその処理をするところが全くなってしまうというおそれがあります。したがって、先ほどから申し上げておりますように、安定したごみ処理をするためには、公設の施設をつくる必要があると、どこかにつくる必要があると考えておまして、3市で討議をした結果、想定地という形で合意をしているということで理解しているところでございます。以上でございます。

【計画課長補佐】

では最後に、もう一方お手を挙げていただいた方、恐縮ですが、最後にさせていただきます。

【住民】

最後にふさわしい質問かどうか分かりませんが、疑問に答えてもらいたいと思います。

この計画が進み始めた平成15年から、ちょうど10年たちました。私ども心配しています汚染の危険がある800メートル域内、その間の人口、10年前と比べて現在は何人ですか。この800メートルの範囲に住んでいる人口は、数倍どころか格段の差がある。

そのことを明確に、きょうの説明会の報告をされるときに書いていただきたいと思います。

それから、この問題は、先ほどから言われているように健康と命の問題であると。そのことははっきりしています。一番先に質問された方が、活性炭を通せばさらに被害は拡大するという認識を持っていると。ところがあなた方の答えは、活性炭を通せば被害は少なくなるというか、なくなると、だから判断を進めているというふうに言われました。それは確信を持って言える答えなんではないでしょうか。現にこういう不安があるのに対して、活性炭を通せば大丈夫ですということを本当に言えるのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。以上です。

【計画課長補佐】

1点目につきましては、恐縮ですが10年前と現在の人口の違いですね。

【住民】

はい。

【計画課長補佐】

800メートルの範囲内で。

【住民】

そうです。

【計画課長補佐】

ちょっとお時間をいただきたいと思いますが。

【住民】

加えて、この10年の間に人口が急増しました。マンションがいっぱい建ちました。

【住民】

ここが急増したことは認識されているんですか。

【計画課長補佐】

もちろん。ただ、定量的に把握していないものですから。

【住民】

そのときに東大和市は、ここにはこういう廃プラの処理施設ができることになっていまずということを、建築許可を出される業者側、つまりマンションの、そういう方たちに説明されたでしょうか。実はマンションの広告を見ても、この地域にこういう廃プラ施設を予定していますと、それは1行も書かれていないんです。そりゃ書かないでしょうね。そうしたら売れなくなるから。そうすると、東大和市と業者とが、何かどっかでこういうこ

とがあるけど、このことは売るときには黙っておこう、とまでは言いたくありませんけれども、それでは詐欺と同じだと思いますよね。その辺のことについても、なぜ人口を聞くかというところなんです。これだけ増えた人口の中で、代替案も考えられないというのは、やはり無理があるのではないかという気がします。以上です。

【計画課長補佐】

もう一つのVOCの件なんですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、杉並の中継所の関係の公害等調整委員会の裁定、それと寝屋川市にある施設、同じような施設なんですけれども、ペットボトルとプラスチックを処理している施設、こちらのほうも、住民の皆さんが健康被害を訴えられているということがあります。杉並のほうは、説明しましたとおり対策をとった後も、被害者の方は原因を特定していないわけです、つまり対策をとれば健康被害が出ないというふうな状況がひとつあるということと、寝屋川のほうでも地裁、高裁と裁定が出ておまして、因果関係は認められていませんし、今公害等調整委員会では、原因裁定手続き中なんですけれども、そこは測定をしておまして、活性炭を通して出たVOCの総量をはかりまして、公開をしております。それを順次私も見ていますけれども、周辺環境大気、ですから処理施設とは関係ないところの空気との対比では、環境大気よりも低い状態に出されているという状況でございます。たまたまその地域はVOCが高い地域なのかもしれませんけれども、いずれにしても、処理をして排気する場合には環境大気より低い値が出ておりますので、VOC対策については万全が期せるのではないかと考えているところです。

【住民】

最後に1つだけお願いがあるんですが、よろしいですか。

【計画課長補佐】

すみません、お時間がありますので、最後。

【住民】

ここでお願いで申しわけございませんが、理事会会にお伝えいただきたいんですけれども、ここで賛成の方挙手で、反対の方挙手で、その結果をお伝えいただきたいです。とてもじゃないけれども反対だけでしたということであれば、やはりそこは住民の総意として、お伝えいただきたい。それを最後にお願いいたします。

【事務局長】

申しわけありませんけれども、本日の会は説明会でございますので、賛否の決をとる機会

ではございませんので、いろいろとご意見があるのは十分承知してございますけれども。

【住民】

だから参考と言っているじゃないですか。

【事務局長】

ええ、ですから私どものほうでは、そういうことまで本日する予定はございませんので、申しわけございませんがご理解いただきたいと思えます。

【計画課長補佐】

それでは、司会を事務局長にお返しします。

【事務局長】

それでは、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。貴重なご意見をたくさんいただきましたこと、本当にありがとうございました。今後につきまして、同様の説明会を明日、2月17日午後2時からこの場所で予定をしております。

これをもちまして、本日の説明会は終了させていただきます。長時間ありがとうございました。